令和９年度

中野市保育所入所のご案内

＜令和９年４月～令和 10 年２月入所分＞

SHINSHU NAKANO

信州なかの



中野市魅力発信 Vtuber
信州なかの

なかのルナ

中野市　子ども部　保育課　保育係（市役所２階）

〒383-8614　中野市三好町一丁目３番 19 号

電話　22-2111（内線 293）

もくじ

※令和８年10月時点の内容のため変更となる場合があります

１　入所できる児童　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２Ｐ
２　支給認定（保育の必要性の認定）　・・・・・・・・　３Ｐ
⑴　認定区分と利用できる施設　・・・・・・・・・・　３Ｐ
⑵　各施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　４Ｐ
⑶　保育の時間（保育必要量）　・・・・・・・・・・　４Ｐ
３　入所申込
⑴　４月入所申込　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５Ｐ
⑵　年度途中の入所申込　・・・・・・・・・・・・・　５Ｐ
⑶　受付方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５Ｐ
⑷　入所までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・　６Ｐ
⑸　利用調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６Ｐ
⑹　入所申込に必要な書類　・・・・・・・・・・・・　７Ｐ
⑺　入所申込に関するその他のお知らせ　・・・・・・・　８Ｐ
４　広域入所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８Ｐ
５　育児休業明けの入所予約
⑴　対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９Ｐ
⑵　受付期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９Ｐ
⑶　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９Ｐ
⑷　実施保育所及び予約可能数　・・・・・・・・・・　10Ｐ
⑸　内定時期及び内定日以降の手続き　・・・・・・・　10Ｐ
⑹　重要事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10Ｐ
６　令和９年度　新規受入児童の状況（予定）　・・・　11Ｐ
７　市内の保育所等　・・・・・・・・・・・・・・・・　12Ｐ
８　保育の利用時間　・・・・・・・・・・・・・・・・　13Ｐ
９　利用者負担額（保育料）　・・・・・・・・・・・・　14Ｐ
10　利用者負担額（保育料）等の減免　・・・・・・・　14Ｐ
11　利用者負担額（保育料）一覧表　・・・・・・・・　15Ｐ
12　保育及び子育て支援実施事業一覧　・・・・・・　17Ｐ
13　延長保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18Ｐ
14　土曜日保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19Ｐ
15　休日保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19Ｐ
16　一時的保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20Ｐ
17　乳児等通園支援事業　・・・・・・・・・・・・・・　21Ｐ
18　病後児保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21Ｐ
19　病児・病後児保育　・・・・・・・・・・・・・・・　22Ｐ
20　利用者負担額（保育料）等の納入　・・・・・・・　23Ｐ
21　書類記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24Ｐ
22　利用調整基準表　・・・・・・・・・・・・・・・・　29Ｐ

1　入所できる児童

次の要件を**すべて満たす児童**が、保育所に入所することができます。

① 中野市に住民票があり、居住している

② 集団保育が可能

③ **保護者の双方が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること**により、日々児童を保育することができないと認められる場合

●保育を必要とする事由（入所できる基準）

種　類	内容
就労	フルタイムほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、１か月あたり48時間以上労働している場合**（※手伝い程度は不可）**
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合 （※入所できる期間は、出産予定日から起算して８週間を経過する日の月末まで）
保護者の疾病、障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がい等がある場合 （※原則として治療または療養の期間が１か月以上に渡るものとします。）
親族の介護、看護	同居または長期入院等している親族の常時介護、看護にあたる場合
災害復旧	災害等の復旧により、保育ができない場合
求職活動 **（起業準備も含む）**	仕事をする意志があり、仕事を探している場合 （※入所できる期間は90日間） （※求職活動期間終了に伴い退園となった場合、求職活動を事由とした同年度内の入所はできません）
就学	大学や専門学校、職業訓練校などに通っている
育児休業中	育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 （※入所できる期間は、育児休業が終了する日の月末まで） **（※保護者が育児休業中の場合、新規利用はできません。）**
その他	上記のほか保育に欠けると認められるもの

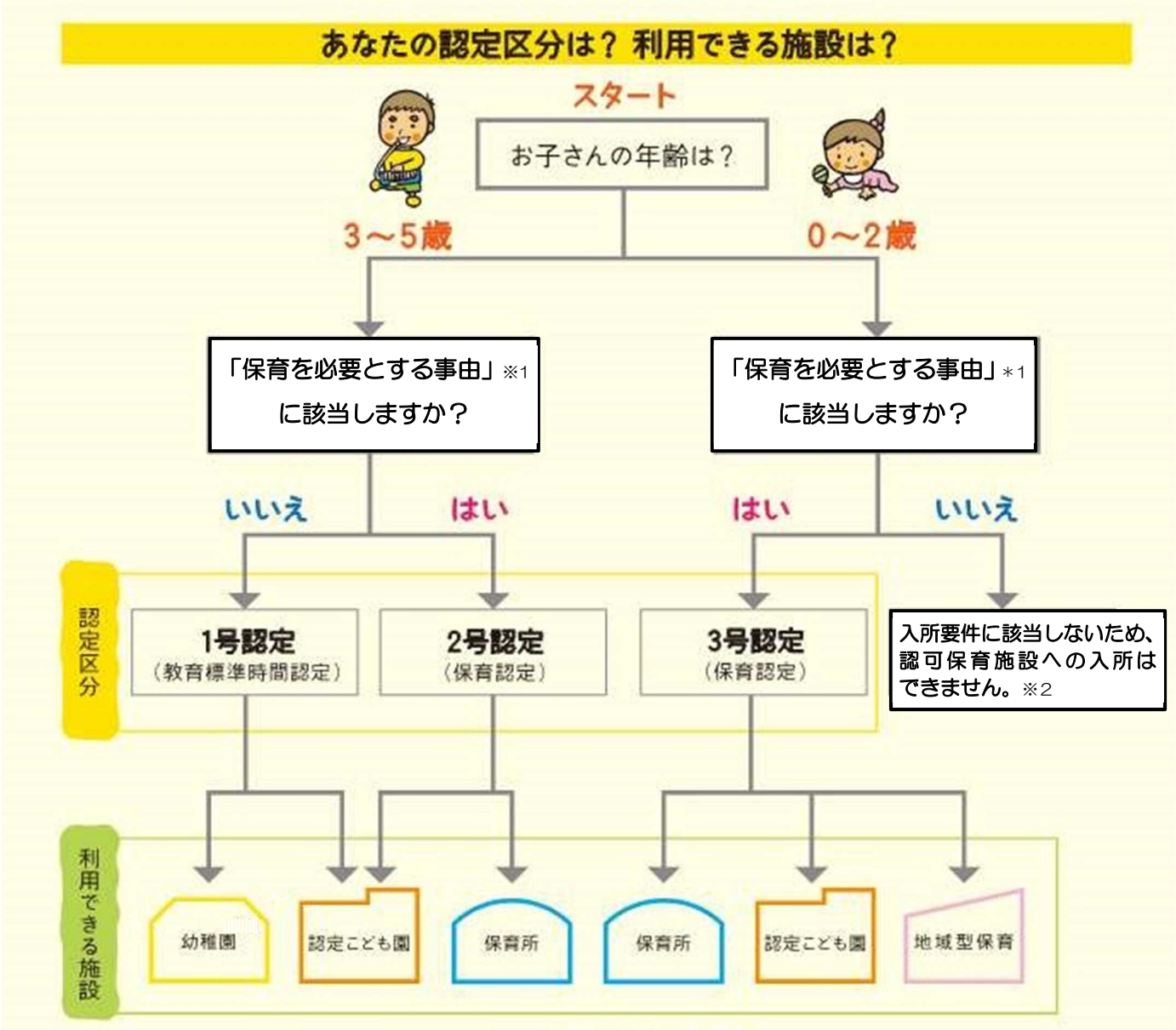
⚠ **上記に該当しない場合は、幼稚園等をご利用ください。**

２　支給認定（保育の必要性の認定）

子ども子育て支援法における「支給認定」とは、保育所や認定こども園などを利用する際に必要となる受給資格です。保護者からの申請を受けて、市が「保育の必要性」や「保育の必要量」、「保育所を利用する期間」を認定します。

(1) 認定区分と利用できる施設

児童の年齢や保育の必要性に応じて、１号認定から３号認定まで３つの区分があります。また、認定区分により利用できる施設や時間が変わります。



※１　２ページ記載の「保育を必要とする事由（入所できる基準）」参照。

※２　必要に応じて、認可外保育施設、一時的保育などの支援が利用できます。

(2) 各施設の概要



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。昼過ぎ頃までの教育時間に加え、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施します。



幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。夕方までの保育のほか、延長保育を実施します。



就労などのために保育できない保護者に代わって保育する施設です。夕方までの保育のほか、延長保育を実施します。



保育所（原則 20 人以上）より少ない人数の単位で、０～２歳の子どもを保育する事業です。夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。

※　地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の機能を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）が設定されます。

(3) 保育の時間（保育必要量）

保育の必要性によって更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区　分	就労時間（要件）	施設利用可能時間
保育短時間	48 時間以上／月	一日最長　８時間 ＋ 必要に応じた延長保育
保育標準時間	120 時間以上／月	一日最長　11 時間

⚠ 保護者が求職活動及び育児休業中である場合は、**保育標準時間を利用することはできません。**

３　入所申込

(1)　４月入所申込

区分	申込期間	入所内定予定日
１次	令和８年 11 月２日㈪　～　11 月 13 日㈮	12 月下旬～１月上旬
２次	令和９年２月 24 日㈫　～　３月２日㈫	３月中旬

※　申込締切日までに申込書類がすべて揃わない場合は利用調整の対象になりません。

※　２次は１次の利用調整後の空き状況に応じ、利用調整を行います。１次の申込状況によっては受付がなくなりますので、可能な限り１次にお申し込みください。

(2) 年度途中の入所申込

入所希望月	申込期間	入所内定予定日
５月	令和９年３月 12 日㈮　～　３月 16 日㈫	３月 29 日㈪
６月	令和９年４月 20 日㈫　～　４月 23 日㈮	５月７日㈮
７月	令和９年５月 19 日㈬　～　５月 24 日㈪	６月４日㈮
８月	令和９年６月 21 日㈪　～　６月 24 日㈭	７月２日㈮
９月	令和９年７月 20 日㈫　～　７月 23 日㈮	８月３日㈫
10 月	令和９年８月 19 日㈭　～　８月 24 日㈫	９月３日㈮
11 月	令和９年９月 17 日㈮　～　９月 24 日㈮	10 月５日㈫
12 月～２月	令和９年 10 月 19 日㈫　～　10 月 22 日㈮	11 月５日㈮

※　申込締切日までに申込書類がすべて揃わない場合は利用調整の対象になりません。

※　３月入所の取り扱いはありません。

(3) 受付方法

- 保育課へ申込書類を持参（保育所及び豊田庁舎では受け付けできません）
- 電子申請（マイナポータル）

⚠ 電子申請を利用して申請する場合は、保護者のマイナンバーカードが必要です。

⚠ 電子申請の申請方法等については、中野市ホームページをご確認ください。

電子申請詳細はこちら

(4) 入所までの流れ

① 支給認定申請書と利用申込書提出

申込期間内に申込書類を保育課窓口へ提出ください。

※電子申請（マイナポータル）による申請も受け付けています。

② 利用調整

提出書類に不備がある場合や、利用を希望する施設の中で調整できない場合等は、電話等でご連絡します。

③ 内定の連絡

４月（１次）の入所内定者には文書で通知します。

４月（２次）以降の入所内定者には文書または電話でお知らせします。

④ 面接

入所の内定した保育所で面接を行います。入所児童と保護者でお越しください。

⑤ 入所決定

面接で入所に支障がない場合、入所決定となり、利用決定通知を送付します。

⑥ 利用者負担額の決定

利用者負担額（保育料）を決定し、利用者負担額決定通知を送付します。

⑦ 入所

入所後１週間程度は慣らし保育（半日保育）となります。

(5) 利用調整

受入可能人数を超える入所申込があった場合は、次の手順で利用調整を行い、保育の必要性の高い児童から順次決定します。（**先着順ではありません**）

① 支給認定申請書及び添付書類を確認のうえ、保育の支給認定を行います。

② 受入可能人数を超える利用希望があった園は、利用申込書や就労証明書等を基に**各児童に対し「基準点」を付け、保育が必要な事由を点数化します。**

※ 基準点は、29・30ページに記載の「保育所の利用調整基準表」を基に算出します。

③ 基準点を基に、保育の必要度の高い方から優先順位をつけ、保育所利用の調整（内定）を行います。

④ **調整の結果、利用を希望する施設の中で入所可能な園がない保護者に対しては、別途お知らせします。**

（6）入所申込に必要な書類

１　必須書類

提出または提示書類	
支給認定申請書	児童１人につき１枚
保育利用申込書（兼児童台帳）	児童１人につき１枚
保育を必要とする証明	保護者１人につき１枚 ※「２　保育を必要とする証明」から該当するものを提出ください。
個人番号確認書類 ※保護者及び利用希望児童	マイナンバーカード、通知カード マイナンバーが記載された住民票　のいずれか１つ
身元確認書類 ※提出者のみ	顔写真付き身元確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード等）

⚠ **利用申込書の保護者欄に記入した人以外の人（配偶者等）が提出する場合は、委任状の提出が必要です。**

⚠ **離婚前提の別居等の場合は、客観的にひとり親世帯と確認ができない限り、相手方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。**なお、離婚調停（裁判）中で、別居していることが家庭裁判所交付の事件係属証明書で確認できる場合に限り、相手方の書類の提出は必要ありません。

２　保育を必要とする証明

保護者の状況	提出書類
就労 （育児休業からの復職も含む）	就労証明書（所定様式） ※自営業・農業の場合は、就労証明書（裏面）も要記入
妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されたページ）
保護者の疾病、障がい	診断書（所定様式）または障害者手帳の写し ※身体障害者手帳（4 級以上）療育手帳（A1・A2・B1・B2） 精神障害者保健福祉手帳（3 級以上）
親族の介護、看護	診断書（所定様式）または障害者手帳の写し、介護保険証の写し ※身体障害者手帳（2 級以上）療育手帳（A1・A2） 精神障害者保健福祉手帳（1 級）介護保険証（要介護 3 以上）
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職に関する申立書（所定様式）
就学	在学証明書（入学決定通知）及び時間割表

⚠ **きょうだい同時申込の場合、保育を必要とする証明（就労証明書等）はコピーで対応可能ですので、必要人数分をコピーのうえ、原本と併せてご提出ください。**

（7）入所申込に関するその他のお知らせ

１　出産前の児童の申し込み

申込日時点では出産前の児童で、令和９年度中の入所を希望される場合は、出産後に申し込みをお願いします。**出産前の仮受付は行いません。**

２　市外からの転入予定者

申し込み時点で中野市に住所がない場合、利用開始予定日の前日までに転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます。

なお、利用開始予定日の前日までに転入の届出が確認できない場合は、入所（内定）取消となります。

３　入所内定後の認定状況等の変更

入所内定後に認定状況（就労先、世帯状況、保育の必要量、ひとり親認定、生活保護開始など）が変わり、児童の入所要件に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書兼変更届」の提出をお願いします。

４　申し込みの取下げなど

申込書提出後に申し込みを取り下げる場合や、申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課保育係までご連絡ください。

５　育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

令和７年４月より、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの際には、保育所等の利用申込書の写しが必要となります。**利用申し込みの際には、必ず申込書の写し（電子申請の場合は申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

●手続きについてはハローワークに直接お問い合わせください。

●詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【URL】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

厚生労働省 HP

４　広域入所

広域入所とは、中野市に住所がありながら、保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育所及び認定こども園へ入所することをいいます。広域入所をご希望の方は、保育課までご相談ください。

なお、利用調整については希望施設の所在する市町村が行い、その市町村の住民が優先されますので、入所できないことがあります。

５　育児休業明けの入所予約

中野市内にお住まいで、お子さんが**１歳以降になるまで**育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入所をあらかじめ予約できる制度です。

なお、申込人数が予約可能数を超えた場合は利用調整となります。

(1) 対象者

入所予約の申し込みができる方は、次の要件をすべて満たしている方です。

① 中野市に住民票があり、居住していること。

② 保護者が、申込児童の１歳の前日（もしくはそれ以降）まで育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、復職月からの入所を希望するもの。

③ 保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること。

④ 入所時に保護者の双方が保育を必要とする事由に該当していること。

※ 育児休業対象児童のきょうだいも同時に予約が可能です。

※ 市外からの転入予定者について、利用開始予定日の前日までに転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます

(2) 受付期間

前期　令和８年 11 月２日(月)　～　11 月 13 日(金)

後期　令和９年５月 19 日(水)　～　５月 24 日(月)

申し込みは前期と後期の２回ありますが、申し込むことができるのは育児休業が終了する月によってどちらか一方のみです。

前期：令和９年５月から９月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

後期：令和９年 10 月から令和 10 年２月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

※ 例１：９月中に育児休業が終了、10 月１日付けで復職の場合…**前期**の申込対象となります。

※ 例２：10 月１日に育児休業が終了、10 月２日付けで復職の場合…**後期**の申込対象となります。

(3) 提出書類

通常申し込みと同様、７ページに記載の入所申込に必要な書類をご提出ください。

(4) 実施保育所及び予約可能数

期別	実施保育所	予約可能数
前期	松川保育園	若干名
	たかやしろ保育園	
	とよた保育園	
	さくら保育園	
	ひまわり保育園	
	みなみ保育園	
	ひらおか保育園	
	ひよこ保育園	
後期	令和９年５月頃に中野市公式ホームページ上で公表します	若干名

※実施保育所以外の申し込みはできません。
※松川保育園では０歳児の受入ができません。

(5) 内定時期及び内定日以降の手続き

１　内定時期

前期　　12月下旬～１月上旬
後期　　７月上旬
※内定結果は、電話、郵送等によりお知らせします。

２　内定日以降の手続きについて

①内定した場合
　入所後、職場復帰を確認するための就労証明書を提出していただきます。
②内定しなかった場合
　予約が内定とならなかった方については、復職月にかかる月の申込期間中に通常申し込みをしてください。
　各月の申込期間は、５ページ「申込期間」でご確認ください。

(6) 重要事項

１　この入所予約は、育児休業明けの復職者に対し、特例的に通常申し込みより優先してその利用可能枠を確保するものです。内定後に辞退のないようお願いします。
２　予約内定後に当初の入所月を変更したり、育児休業を延長したりした場合については、入所予約は取消となります。予約申し込みをする前に、あらかじめ勤務先と復職日の相談をしておいてください。
３　入所予約で内定した場合、内定を保持したまま通常申し込みはできません。
４　入所後、就労証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。

６　令和９年度　新規受入児童予定

令和９年度の各保育所における新規受入児童予定は、次のとおりです。申し込みの際の参考としてください。なお、記載内容は、**今後変更になることがあります**。

●令和９年度　新規受入児童の状況（予定）　　（令和８年10月時点）

保育園	０歳児	１歳児	２歳児	３、４、５歳児
松川保育園	－	○	○	○
たかやしろ保育園	○	○	○	○
とよた保育園	○	○	○	○
さくら保育園	○	○	○	○
ひまわり保育園	○	○	○	○
みなみ保育園	○	○	○	○
ひらおか保育園	○	○	○	○
ひよこ保育園	○	○	○	○
中野マリア幼稚園	×	×	○	○
平野さつきこども園	○	○	○	○
高丘さつきこども園	○	○	○	○
中野みらいく保育園	○	○	○	－
ニチイキッズ中野保育園	○	○	○	－
中野中央幼稚園	－	－	○	○

●児童の園年齢（利用申し込みにあたっての園年齢は、令和９年４月１日時点での年齢です。）

クラス		生年月日
０歳児クラス	未満児	令和８年４月２日　～
１歳児クラス		令和７年４月２日　～　令和８年４月１日
２歳児クラス		令和６年４月２日　～　令和７年４月１日
３歳児クラス	年少	令和５年４月２日　～　令和６年４月１日
４歳児クラス	年中	令和４年４月２日　～　令和５年４月１日
５歳児クラス	年長	令和３年４月２日　～　令和４年４月１日

7　市内の保育所等

施設種別	公立私立	保育所等名	定員（人）	所在地	電話番号
保育所	公	松川保育園※1	１６０	中野市大字中野 1461 番地 1	22-2248
	公	たかやしろ保育園	１２０	中野市大字赤岩 1525 番地 2	22-6611
	公	とよた保育園	１２０	中野市大字豊津 3079 番地 1	38-2123
	公	さくら保育園	１２０	中野市大字小田中 119 番地 1	22-3244
	公	ひまわり保育園	１００	中野市三好町一丁目 6 番 12 号	22-3324
	公	みなみ保育園	１５０	中野市大字新野 335 番地 2	26-2187
	公	ひらおか保育園	１５０	中野市大字間長瀬 496 番地 2	26-2525
	私	ひよこ保育園	９０	中野市東山 1134 番地 4	24-5155
認定こども園	私	中野マリア幼稚園※2	１号…　６０ ２・３号…１１０	中野市中央二丁目 6 番 4 号	22-3503
	私	平野さつきこども園※3	１号…　５６ ２・３号…１０４	中野市大字片塩 35 番地	24-5788
	私	高丘さつきこども園※3	１号…　３０ ２・３号…　６０	中野市大字草間 1518 番地 1	26-3811
小規模保育事業※4	私	中野みらいく保育園	１９	中野市大字吉田 1044 番地 2	38-8868
	私	ニチイキッズ中野保育園	１９	中野市大字吉田 796 番地 5	38-1018
幼稚園	私	中野中央幼稚園※5	９０	中野市中央四丁目 2 番 5 号	22-3686

※１　**松川保育園は、令和 13 年３月 31 日を目標に廃止となります。**

※２　中野マリア幼稚園の募集・申し込みは、園に直接お問い合わせください。

※３　平野さつきこども園及び高丘さつきこども園の**１号認定**の募集・申し込みは、園に直接お問い合わせください。（２・３号は市の保育課にお問い合わせください）

※４　小規模保育事業（地域型保育事業）は、保育所より少ない人数で、３歳未満児を保育する事業です。少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

※５　中野中央幼稚園の募集・申し込みは、園に直接お問い合わせください。

8　保育の利用時間

（令和８年 10 月時点）

時間		午前 / 正午 / 午後 7:00 7:30 8:00 8:30 8:45 9:00 12:00 1:00 2:00 3:00 3:45 4:00 4:30 5:30 6:30 7:00
市内公立保育所（７園）	月～土	保育標準時間
		延長 / 保育短時間 / 延長
ひよこ保育園	月～金	延長 / 保育標準時間 / 延長
		延長 / 保育短時間 / 延長
	土曜日	保育標準時間
		延長 / 保育短時間 / 延長
中野マリア幼稚園	月～金	保育標準時間
		延長 / 保育短時間 / 延長
		延長（一時預かり） / 教育標準時間 / 延長（一時預かり）
	土曜日	保育標準時間
		延長 / 保育短時間
平野・高丘さつきこども園	月～土	延長 / 保育標準時間 / 延長
		延長 / 保育短時間 / 延長
	月～金	延長（一時預かり） / 教育標準時間 / 延長（一時預かり）
中野みらいく保育園	月～土	保育標準時間
		延長 / 保育短時間 / 延長
ニチイキッズ中野保育園	月～土	保育標準時間 / 延長
		延長 / 保育短時間 / 延長
中野中央幼稚園	月～金	延長（一時預かり） / 教育標準時間
時間		7:00 7:30 8:00 8:30 8:45 9:00 12:00 1:00 2:00 3:00 3:45 4:00 4:30 5:30 6:00 6:30 7:00 午前 / 正午 / 午後



９　利用者負担額（保育料）

保育所や認定こども園を利用する場合の利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限に、市町村が設定することになっており、入所児童の世帯（父母）の市町村民税の所得割課税額によって決定されます。

４月から８月は令和８年度市町村民税により決定し、市町村民税額確定後の９月からは令和９年度市町村民税により決定します。



市町村民税の所得割額は、「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」または、「市民税・県民税　納税通知書」から確認できます。



保育料の算定では、配当控除及び住宅借入金等控除、寄付金控除等の一部税額控除の適用はありません。（税額控除前の金額で算定します）



税（所得税・市民税）の申告義務のある方、給与所得者で確定申告をされる方は必ず申告期間中に申告してください。申告義務がある方で未申告の場合、**保育料が最高額になる場合があります。**

● **祖父母等と同居している場合の利用者負担（保育料）の決定方法**

父母の前年分の所得が 38 万円未満の場合で、同一住所地内に祖父母等が居住する場合は、祖父母等のうち一人を家計の主宰者とし、利用者負担額算定の対象にします。（住民票上の別世帯であっても、同一住所地内の祖父母等は対象になります）

● **修正申告をした方**

決定後に修正申告をした方は、税務署に提出した申告書の控え（写し可）を保育課まで提出してください。提出があった月の翌月分から階層の再決定を行います。

なお、提出がなかった場合でも、所得の変更が判明した時点で再計算を行い、階層の再決定を行います。

１０　利用者負担額（保育料）等の減免

公立保育所では児童が傷病等により月の欠席日数が保育日数の２分の１以上の場合、利用者負担額、延長保育利用料及び給食費の２分の１を減免し、欠席日数が保育日数と同じ場合は、利用者負担額、延長保育利用料及び給食費の全額を減免します。減免には申請が必要なため、各園にお問い合わせください。

ただし、「病児・病後児保育」を利用した場合は、欠席日数から除きます。

※私立の園については、直接お問い合わせください。

11　利用者負担額（保育料）一覧表

令和元年 10 月から**幼児教育・保育の無償化**が始まり、**３歳から５歳まで**の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童の**保育料が無償化されました。**



①無償化後も、給食費（主食費・副食費）は保護者負担となります。
②延長保育については、利用料の負担があります。
③私立園は、上記のほか、諸費・雑費等の負担があります。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額　（令和８年 10 月時点）

階層区分			利用者負担額（月額）	
階層	定　義		３歳未満児	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯等（※）		円 0	円 0
2	当年度分市町村民税 非課税世帯		0	0
3－1	当年度分 市町村民税 所得割課税額 48,600 円 未満の世帯	ひとり親・ 障がい者等 の世帯	5,150	4,150
3－2		上記以外の世帯	14,800	12,800
4－1	当年度分市町村民税所得割課税額	48,600 円以上 73,000 円未満の世帯	21,600 (10,800) 【9,000】	19,100 (9,550) 【9,000】
4－2		73,000 円以上 97,000 円未満の世帯	27,700 (13,850) 【9,000】	25,200 (12,600) 【9,000】
5		97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	42,000 (21,000)	39,500 (19,750)
6		169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	51,800 (25,900)	49,300 (24,650)
7		301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	55,100 (27,550)	52,600 (26,300)
8		397,000 円以上の世帯	58,400 (29,200)	55,900 (27,950)

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

① 保護者と生計を一にする子を２人以上有する世帯は、第２子の利用者負担額が左表（ ）内の額になり、第３子以降の子どもは無料になります。

② 市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は、第１子が半額、第２子以降は無料になります。

また、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯は、第１子が左表【 】内の額になり、第２子以降が無料になります。

● 副食費（4,500円/月）の免除

次の児童の副食費は無料になります。

①市町村民税所得割課税額が57,700円未満世帯の児童

※ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯は77,101円未満

②同一世帯に18歳以下（当該年度中に18歳に達する者）の入所児童の父母の子を３人以上有する世帯の第３子以降の入所児童

● 主食の提供について

令和７年10月から公立保育園で主食提供が始まりました。

主食の提供に伴い、**主食費として、1,000円/月が保護者負担となります。**

なお、０歳から２歳児までは利用者負担額に含まれているため、主食費の徴収はありません。

● 市町村民税の適用について

４月～８月は、左表の「当年度分」を「前年度分」と読み替えるものとします。

● ひとり親世帯とは

母子及び父子ならびに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、おじ、おば等と同居していない世帯とします。

● 障がい者世帯（在宅障がい児（者）のいる世帯）とは

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳または受給証書の写しを提出した世帯とします。

12　保育及び子育て支援実施事業一覧

利用については、各施設にお問い合わせください。　　（令和８年 10 月時点）

施設名	通園バス	延長保育	０歳児保育 ※①	障がい児保育 ※②	医療的ケア児保育 ※③	土曜保育 ※④	休日保育 ※⑤	一時的保育 ※⑥	乳児等通園支援事業 ※⑦	病児保育 ※⑧	病後児保育 ※⑨	子育て支援センター ※⑩	子育て相談 ※⑪	園庭開放 ※⑫
松川保育園		○		○		○			○				○	○
たかやしろ保育園	○	○	○	○		○		○					○	○
とよた保育園		○	○	○		○		○					○	○
さくら保育園		○	○	○	○	○	○						○	○
ひまわり保育園		○	○	○		○							○	○
みなみ保育園		○	○	○		○		○					○	○
ひらおか保育園	○	○	○	○		○			○				○	○
(私)ひよこ保育園		○	○	○	○	○					○	○	○	○
(私)中野マリア幼稚園	○	○	○	○		○							○	○
(私)平野さつきこども園		○	○	○		○						○	○	
(私)高丘さつきこども園		○	○	○		○							○	
(私)中野みらいく保育園		○	○	○		○							○	○
(私)ニチイキッズ中野保育園		○	○	○		○							○	○
(私)中野中央幼稚園	○	○											○	○
病児・病後児保育施設										○	○			
中央子育て支援センター												○	○	
豊田子育て支援センター								○				○	○	
HUBLIC（ハブリック）								○				○	○	

※①　**<u>公立は、首が据わっていること（出産から６ヶ月経過）が原則です。</u>**
※②　集団保育が可能、かつ仕事などで家庭保育ができない児童の受け入れを実施します。
※③　医療的ケアを必要とする児童の受け入れを実施します。**（事前に相談が必要です。）**
※④　土曜日に仕事などで家庭保育ができない保護者にかわりお預かりします。
※⑤　日曜日、祝日に仕事などで家庭保育ができない保護者にかわりお預かりします。
※⑥　普段は家庭保育をしていて一時的に保育ができない児童をお預かりします。
※⑦　利用には認定申請や事前面談等が必要です。面談後に利用予約が可能となります。
※⑧　園児が、「病気」で集団保育や家庭での育児が困難な時期にお預かりします。
※⑨　園児が、「病気の回復期」で集団保育や家庭での育児が困難な時期にお預かりします。
※⑩　お子さんと一緒に遊びながら、情報交換や仲間作りができ、保育士に子育てに関する悩みなどを相談することができます。
※⑪　乳幼児の子育て相談を行っています。
※⑫　未就園児とその保護者が園庭を利用できます。

13　延長保育

1　延長保育は、勤務時間などの理由で利用可能な保育時間を超えて保育が必要な場合に申し込みできます。

2　保護者が求職活動及び育児休業中である場合は、延長保育を利用することはできません。

3　延長保育の利用を希望する方は、保育課または各利用施設までお申し込みください。

4　公立保育所の延長保育の時間及び利用料は次の表のとおりです。

※　私立の園は、直接お問い合わせください。

利用区分	延長保育時間
午前	午前７時 30 分から午前８時 30 分まで
午後１種	午後４時 30 分から午後５時 30 分まで
午後２種	午後４時 30 分から午後６時 30 分まで

区分		金額（月額）		
		午前	午後１種	午後２種
世帯区分		月曜日～土曜日 午前７時 30 分から 午前８時 30 分まで	月曜日～土曜日 午後４時 30 分から 午後５時 30 分まで	月曜日～土曜日 午後４時 30 分から 午後６時 30 分まで
生活保護世帯等（※）		0	0	円 0
当年度分市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者等の世帯	0	0	0
	上記以外の世帯	700	700	1,400
当年度分市町村民税所得割課税額が 48,600 円未満の世帯		700	700	1,400
当年度分市町村民税所得割課税額が 48,600 円以上の世帯		900	900	1,800

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

⚠ 午前及び午後１種または午後２種の併用利用はありません。

⚠ 月途中での利用開始、辞退があった場合でも月額の金額になります。**日割り計算は行いません。**

14　土曜日保育

公立保育所の土曜日の保育は、保護者が就労等の都合により、ご家庭での保育ができない場合に、次の拠点園において利用することができます。（**事前申込が必要です**）

※　私立保育園等の土曜日保育につきましては、各施設にお問い合わせください。

拠点園	利用児童
ひまわり保育園	さくら保育園児・みなみ保育園児・ひまわり保育園児・松川保育園児
ひらおか保育園	ひらおか保育園児・たかやしろ保育園児・とよた保育園児

・開所時間は「午前７時30分～午後６時30分」です。

・祝日及び12月29日から翌年の１月３日までは実施していません。

・土曜日保育は、**給食の提供がありません**。正午以降も保育を希望される場合は、お弁当及びおやつの持参をお願いします。

・拠点園については、毎年度変更になります。

※松川保育園については０歳児保育を実施していないため、拠点園となりません。

15　休日保育

日曜日及び祝日において、主に保護者の就労などにより、家庭で保育することができない場合、保育所で児童をお預かりする制度です。（**事前登録と申請が必要です**）

市内に居住する児童が利用できます。お弁当及びおやつは持参となります。

※　利用を希望する月の前月の15日までに申請してください。

対象年齢	利用日の時点で生後６ヶ月経過している乳児から就学前の児童		
実施保育所	さくら保育園	定員	10 人

・通常保育時間は「午前８時 30 分～午後４時 30 分」です。

・延長保育時間は「午後４時 30 分～午後６時 00 分」です。

・12 月 29 日から翌年の１月３日までは実施していません。

利用区分	８時間以内	４時間以内	延長保育利用料
３歳未満児	2,200円	1,100円	400円
３歳以上児	1,200円	600円	200円

16　一時的保育

ご家庭の理由等により断続的に家庭保育が困難となる児童を一時的にお預かりする制度です。（**各園の定員がありますので、事前に申請が必要です**）

原則としてお預かりする児童は、生後６ヶ月経過していて、住所が中野市にある児童です。

利用区分	利用条件	上限日数
臨時保育	保護者の就労、職業訓練、就学、傷病等	12 日/月
緊急保育	保護者の疾病、看護、冠婚葬祭、事故、災害等	―
リフレッシュ保育	保護者の育児負担を解消することを目的とすること	４日/月 １日/週

・通常保育時間は「午前８時30分～午後４時30分」です。

・延長保育時間は「午後４時30分～午後６時00分」です。（リフレッシュ保育では利用不可）

・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の１月３日までは実施していません。

実施園	利用区分	電話番号
みなみ保育園	臨時保育、緊急保育、リフレッシュ保育	26-2187
とよた保育園	臨時保育、緊急保育、リフレッシュ保育	38-2123
たかやしろ保育園	臨時保育、緊急保育	22-6611

中野市子育て支援拠点施設　HUBLIC（ハブリック）（38-1197）、**豊田子育て支援センターうさぎっ子**（38-1638）においても、一時預かり事業を行っています。
詳しくは、施設までお問い合わせください。

利用区分	臨時保育・緊急保育・リフレッシュ保育利用料			臨時保育・緊急保育
	８時間以内	４時間以内	給食費（実費）	延長保育利用料
３歳未満児	2,200 円	1,100 円	午前おやつ　100 円 昼食　100 円 午後おやつ　100 円	400 円
３歳以上児	1,200 円	600 円	昼食　140 円 午後おやつ　100 円	200 円

・利用月の翌月に１ヶ月分の利用料金及び給食費を集計し、納付書を送付しますので、
納期限内に金融機関窓口でお支払いください。

・食物アレルギーがある場合、離乳食が必要な場合は、お弁当及びおやつをご持参ください。

・利用料について、年額6,000 円を上限に助成します。
（給食費及び延長保育利用料は助成の対象外となります）

17　乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された制度です。

実施園	利用対象児童	利用時間	利用料
松川保育園	満１歳から満３歳までの未就園児	月10時間	300円/時間
ひらおか保育園	６ヶ月から満３歳までの未就園児		

・土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までは実施していません。
・実施園の行事等により利用できない場合があります。
・利用には認定申請及び事前面談等が必要です。

18　病後児保育

園児が「病気の回復期」で、集団保育や保護者が就労等により家庭保育ができない場合に児童をお預かりする制度です。（**事前登録と申請が必要です**）

実施場所	ひよこ保育園　　電話 24-5155				
定　員	４人	利用期間	原則として連続７日間以内（施設の休日を除く）	利用料	無料

・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の１月３日までは実施していません。
・登録は、保育課保育係することができます。

対象児童

次のいずれかに該当する生後６ヶ月から小学校就学前の児童で、病後児保育の利用が可能と医師が認める児童

① 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設及び認可外保育施設に在園する児童
② 市内に住所を有し、市外の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設及び認可外保育施設に在園する児童

⚠ かかりつけ医から利用が可能だと判断された場合でも、急な病状の変化などにより、 施設の判断で利用をお断りする場合があります。



19　病児・病後児保育

園児が「病気」または「病気の回復期」で、集団保育や保護者が就労等により家庭保育ができない場合に児童をお預かりする制度です。（**事前登録と申請が必要です**）

実施場所	病児・病後児保育施設　　電話38-1163 中野市西一丁目5番63号（北信総合病院たんぽぽ保育園となり）				
定　員	６人	利用期間	原則として連続７日間以内 （施設の休日を除く）	利用料	無料 （小学生は有料）

・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の１月３日までは実施していません。

・登録は、保育課保育係ですることができます。

対象児童

次のいずれかに該当する生後６ヶ月から小学校３年生までの児童で、病児・病後児保育の利用が可能と医師が認める児童

① 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設及び認可外保育施設に在園する児童

② 市内に住所を有し、市外の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設及び認可外保育施設に在園する児童

③ 市内に住所を有し、小学校に在籍する１年生から３年生までの児童

利用できる病状

① インフルエンザウィルス流行期**以外**の38.5℃程度の発熱性疾患
（中耳炎、伝染性紅斑の発疹期に発熱を伴う場合などを含む）

② 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状

③ 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

④ 外傷後、伝染性膿痂疹で患部を覆うのが難しい場合など

⚠ かかりつけ医から利用が可能だと判断された場合でも、急な病状の変化などにより、施設の判断で利用をお断りする場合があります。また、感染症や入院加療が必要な場合など病状により、お預かりできないこともあります。

⚠ 病児・病後児保育施設では、さまざまな症状の児童が利用されています。症状別に部屋を分けて、二次感染の防止には細心の注意を払っていますが、完全に感染を防げるものではありませんので、ご承知ください。

⚠ 預かり中に症状に変化があった場合は、保護者の方にご連絡します。医療の受診が必要と思われる場合は、保護者の方に確認後、北信総合病院にて受診できるサポート体制を整えています。

20　利用者負担額（保育料）等の納入

納入方法は、口座振替と納入通知書による納入がありますが、**原則、口座振替による納入**をお願いしています。

納入していただく利用者負担額、延長保育利用料及び給食費は、保育所を運営するための費用にあてられる大切なものです。**納期限までに責任を持って納入してください。**

1　口座振替による納入方法

- 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。
- 振替口座の登録には、１ヶ月程度の時間がかかり、書類不備があった場合にはさらに時間がかかる場合があります。口座の登録が完了するまでの間は、納入通知書を送付いたしますので、下記の取扱金融機関の窓口または市役所会計課でお支払いください。
- 引き落とし日は、**毎月 25 日**です。引き落とし日が土曜日、日曜日、祝日などの休業日の場合は、翌営業日となります。
- 引き落としができなかった場合は、**翌月 10 日前後に再引き落とし**を行います。
- 再引き落としでも振替ができなかった場合は、市が発行する督促状により、取扱金融機関の窓口または市役所会計課でお支払いください。

2　納入通知書による納入を希望される方

- 毎月中旬に送付する納入通知書により、期限内に下記の取扱金融機関の窓口、地方税ポータルシステムまたは市役所会計課でお支払いください。

●　取扱金融機関

- (株)八十二長野銀行
- 長野信用金庫
- 長野県信用組合
- 長野県労働金庫
- 中野市農業協同組合
- ながの農業協同組合
- ゆうちょ銀行（長野県・新潟県に限る）

納期限までに納入されない場合は、督促手数料及び延滞金が加算されます。

支給認定申請書

支　給　認　定　申　請　書

令和　　年　　月　　日

中　野　市　長　　あて

申請者
（保護者）　**中野　太郎**

子どものための教育・保育給付に係る支給認定について、次のことに同意し、以下のとおり申請します。

① 市が支給認定に必要な市町村民税の情報（同居親族を含む）及び世帯情報を閲覧すること。

② 閲覧した税情報等に基づいた利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。

	氏名(フリガナ)	生年月日	性別	障害者手帳、療育手帳の有無
申請に係る児童名	ナカノ　ハナ **中野　花**	令和　**5** 年　**10** 月　**1** 日	男　(女)	有　・　(無)
保育の希望の有無	(有)：保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等(※)において保育の利用を希望する場合 無　：幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合			

※保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

①保育の利用を必要とする理由等（保育を希望する方のみ記入）

	続柄	必要とする理由
保育の利用を必要とする理由	**父**	☑就労　☐妊娠・出産　☐疾病・障害　☐介護等　☐災害復旧　☐求職活動 ☐就学　☐虐待やＤＶのおそれ　☐育休取得中で保育継続利用の子ども ☐その他（　　） 【具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）】
	母	☑就労　☐妊娠・出産　☐疾病・障害　☐介護等　☐災害復旧　☐求職活動 ☐就学　☐虐待やＤＶのおそれ　☐育休取得中で保育継続利用の子ども ☐その他（　　） 【具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）】

利用希望期間	令和　**9** 年　**4** 月　**1** 日　から	☑ 小学校就学前まで ☐ その他（　　年　　月　　日まで）	
利用希望曜日	☑ 平日のみ　☐ 土曜保育希望（※就労等により、保育が必要な場合のみ、利用可能）		
利用希望時間	**8** 時 **30** 分 から **16** 時 **30** 分まで	保育必要量	☑ 保育短時間（8時間）　☐ 保育標準時間（11時間）

②個人番号（マイナンバー）記入欄

氏　名		個人番号（マイナンバー）											
父	**中野　太郎**	**0**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	**6**	**7**	**8**	**9**	**1**	**0**
母	**中野　冬美**	**1**	**0**	**9**	**8**	**7**	**6**	**5**	**4**	**3**	**2**	**1**	**0**
申請児童	**中野　花**	**1**	**2**	**3**	**4**	**5**	**6**	**7**	**8**	**9**	**1**	**0**	**1**

保育利用申込書(兼児童台帳) 【表】

中野市保育利用申込書(兼児童台帳)

中 野 市 長　あて　　令和　　年　　月　　日

保育の利用を希望するので、申し込みます。

保護者	住所	〒 383-8614 中野市 三好町一丁目3番19号		
	令和7年(2025年)1月1日時点の住所	☑中野市内　□中野市外(前住所:)		
	(フリガナ) ナカノ　タロウ		携帯(父)	自宅電話番号
	氏名	中野 太郎	○○○−△△△△−□□□□	○○−××××
			携帯(母)	優先連絡先
			○○○−□□□□−△△△△	☑父　□母　□自宅

利用希望児童	(フリガナ) ナカノ　ハナ		生年月日	年齢	性別
	氏名	中野 花	令和 5 年 10 月 1 日	3 歳 (4.1現在)	男・(女)

■利用を希望する施設 (※利用希望のない園については、入所調整を行いません)

利用希望保育所名	第1希望	ひまわり	保育園 (希望理由)	自宅から近いため
	第2希望	さくら	保育園 (希望理由)	2番目に自宅から近いため
	第3希望	みなみ	保育園 (希望理由)	母親の勤務場所から近いため
	第4希望	ひらおか	保育園 (希望理由)	父親の勤務場所から近いため
	第5希望	たかやしろ	保育園 (希望理由)	父親の勤務場所から近いため
	第6希望		保育園 (希望理由)	
	第7希望		保育園 (希望理由)	

■利用を希望する期間等

利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 から	☑ 小学校就学前まで □ その他 (年 月 日まで)	
利用希望曜日	☑ 平日のみ　□ 土曜保育希望 (※就労等により、保育が必要な場合のみ、利用可能)		
利用希望時間	8 時 30 分から 16 時 30 分まで	保育必要量	☑ 保育短時間(8時間)　□保育標準時間(11時間)
入所経験	有 (無)	保育園 (公立 ・ 私立) 年 月 ～ 年 月	

■世帯の状況 (利用希望児童を除く、同居している家族(通勤、通学等による別居を含む)全員の状況を記入してください)

	(利用希望児童は除く) 家族氏名	利用児童との続柄	生年月日	年齢 (4.1現在)	職業	勤務先(内職先) 通学(園)先名	別居の場合☑	備考
児童の家族状況	中野 太郎	父	(昭和)・平成 58 年 1 月 1 日	44 歳	会社員	株式会社○○	□別居	
	中野 冬美	母	(昭和)・平成 60 年 2 月 2 日	42 歳	パート	□□商店	□別居	
	中野 一郎	兄	昭和・(平成)・令和 19 年 6 月 6 日	19 歳	大学生	○△大学	☑別居	就学のため○県○○市在住
	中野 二郎	兄	昭和・(平成)・令和 24 年 7 月 7 日	14 歳	中学生	□△中学校	□別居	
	中野 春	姉	昭和・(平成)・令和 30 年 4 月 3 日	8 歳	小学生	○□小学校	□別居	
	中野 秋男	祖父	(昭和)・平成・令和 23 年 9 月 1 日	78 歳	自営業	□□商店	□別居	
	中野 秋子	祖母	(昭和)・平成・令和 24 年 11 月 1 日	77 歳	内職		□別居	

保育利用申込書（兼児童台帳）　【裏】

■家庭の状況

家庭の状況	☐ ひとり親世(※1)　☐ 在宅障がい児（者）のいる世帯(※2)　☐ 生活保護の適用世帯　☑ 左記以外 ※1　ひとり親世帯とは、母子及び父子ならびに寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父叔母等と同居していない世帯をさします。 ※2　在宅障がい児（者）のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳または受給証書の写しを提出した世帯をさします。

■利用希望児童の状況

該当する項目にレ点を付けてください。	☑ 健康である　☐ 病弱である　☐ 発達に心配がある ☐ その他（集団保育をする上で心配なことがあるなどの場合は記入してください。）

■利用者負担額の納入方法　（原則、口座振替による納入をお願いします）

利用者負担額の納入方法	☑ 口座振替　☐ 納入通知書による納入（希望する理由：　　）

保育料・給食費納付誓約書

私は、保育料及び給食費(「保育料等」という。以下同じ。)を納期限内に納付することを誓約します。

保護者氏名　　**中野　太郎**

就労証明書　【表】

中野市長　　宛

証明日	西暦	2026	年	10	月	30	日
事業所名	☐☐商店						
代表者名	中野　秋男						
所在地	中野市××××						
電話番号	0269	—	××	—	××××		
担当者名	信州　太郎						
記載者連絡先	0269	—	××	—	××××		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☑ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	ナカノ　フユミ
	本人氏名	中野　冬美　　生年月日　1985 年 2 月 2 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2009 年 4 月 1 日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称　☐☐商店 住所　中野市××××
5	雇用の形態	☐ 正社員　☑ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☑ 土 ☐ 日 ☐ 祝日 ☐　合計時間　月間 140 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 9 時 0 分 ～ 16 時 0 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2023 年 5 月　18 日／月　126.00 時間／月 年月 2023 年 6 月　22 日／月　154.00 時間／月 年月 2023 年 7 月　20 日／月　140.00 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2023 年 12 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027 年 4 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：中野　花　生年月日：2023 年 10 月 1 日　施設名：ひまわり保育園　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名　　生年月日　　年　月　日　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名　　生年月日　　年　月　日　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

就労証明書　【裏】

※**就労者自身**が記入してください。
※**虚偽の申告は認定申請を無効とし、認定取消（退所）、保育料等の追加徴収を行うことがあります。**

就労状況（予定）申告書

※自営業・農業の方、経営者が自身または親族の方、内職の方のみ記入してください。

令和　　年　　月　　日

就労者氏名

下記の内容について、事実であることを申告します。

就労状況		☑ 就労している　☐ 就労予定である
事業形態		☐ 自営業者　☐ 配偶者が事業主 ☑ 親族が事業主　続柄（　父　）
税申告		☐ 確定申告　☑ 源泉徴収　☐ 事業専従者 ☐ 未申告　☐ その他（　　）
自営業	業種 仕事内容	**小売業** （仕事内容を具体的に記入） **事務**
農業	耕作等の目的	☐ 出荷（販売）のため　☐ 出荷及び自家消費
	主な耕作物 仕事内容	耕作時 （仕事内容を具体的に記入）
添付書類【必須】 ※コピーを提出		下記書類のうち、1点添付してください。　**※本人名義の書類** ☐ 最新の確定申告書(第1・2表)　☐最新の住民税申告書　☑ 源泉徴収票 ☐ その他（　　） ※開業初年度等の理由により、上記書類の提出ができない場合は、開業届等を添付してください。 ※就労予定の方は、経営者の確定申告書を添付してください。 ※本人名義の書類が添付できない場合は、入園の優先度が調整されます。

添付書類について
就労者の就労が確認できる書類を添付してください。

※内容を確認するために、勤務先に訪問・問い合わせをする場合があります。

※ここでいう「就労」とは、**収入を得ている労働**のことを指します。（**手伝い程度は不可**）

22　利用調整基準表

中野市保育所の利用調整基準表

1　基準点数項目表

番号	類型	保護者の状況			基本点 父	基本点 母
1	就労	会社等に雇用されている者（事業主が親族の場合を除く） 自営中心者	週5日以上就労（不規則の場合は月20日以上）	1日7時間以上	10	10
				1日6時間以上	9	9
				1日5時間以上	8	8
				1日4時間以上	7	7
				1日4時間未満	6	6
			週4日以上就労（不規則の場合は月16日以上）	1日7時間以上	8	8
				1日6時間以上	7	7
				1日5時間以上	6	6
				1日4時間以上	5	5
				1日3時間以上	4	4
			週3日以上就労（不規則の場合は月15日以上）	1日7時間以上	6	6
				1日6時間以上	5	5
				1日4時間以上	4	4
			月48時間以上就労で上記以外		3	3
		自営協力者 農業 内職	週5日以上就労（不規則の場合は月20日以上）	1日7時間以上	9	9
				1日6時間以上	8	8
				1日5時間以上	7	7
				1日4時間以上	6	6
				1日4時間未満	5	5
			週4日以上就労（不規則の場合は月16日以上）	1日7時間以上	7	7
				1日6時間以上	6	6
				1日5時間以上	5	5
				1日4時間以上	4	4
			週3日以上就労（不規則の場合は月15日以上）	1日7時間以上	5	5
				1日6時間以上	4	4
			月48時間以上就労で上記以外		3	3
		申込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が親族の場合			2	2
2	妊娠・出産	出産予定日の前後各8週間			9	
		上記以外			2	
3	疾病・障がい	入院			10	
		自宅療養	常時臥床		10	
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養		7	
			その他乳児保育不可能と認められる療養		5	
		心身障がい	身体障害者手帳1・2級　療育手帳A1・A2　精神障害者保健福祉手帳1級		10	
			身体障害者手帳3級　療育手帳B1　精神障害者保健福祉手帳2級		7	
			身体障害者手帳4級　療育手帳B2　精神障害者保健福祉手帳3級		4	
4	介護・看護	在宅介護・看護	要介護5・4、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ親族の介護・看護		10	
			上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護		4	
		入院付添	親族の入院付添に１か月以上あたっている者		7	
5	災害復旧	災害等の復旧			10	
6	求職活動	求職活動又は起業準備			1	
7	就学	大学や専門学校、職業訓練校等に通学 ※就労（会社等に雇用されている者・自営中心者）の基本点を準用			※	
基準外	児童虐待やＤＶの恐れがあると認められる場合				基準点によらず、最優先とするもの	
	死別・行方不明・拘禁などで父母とも不存在の場合					

※　父母のどちらか低い指数で算出する

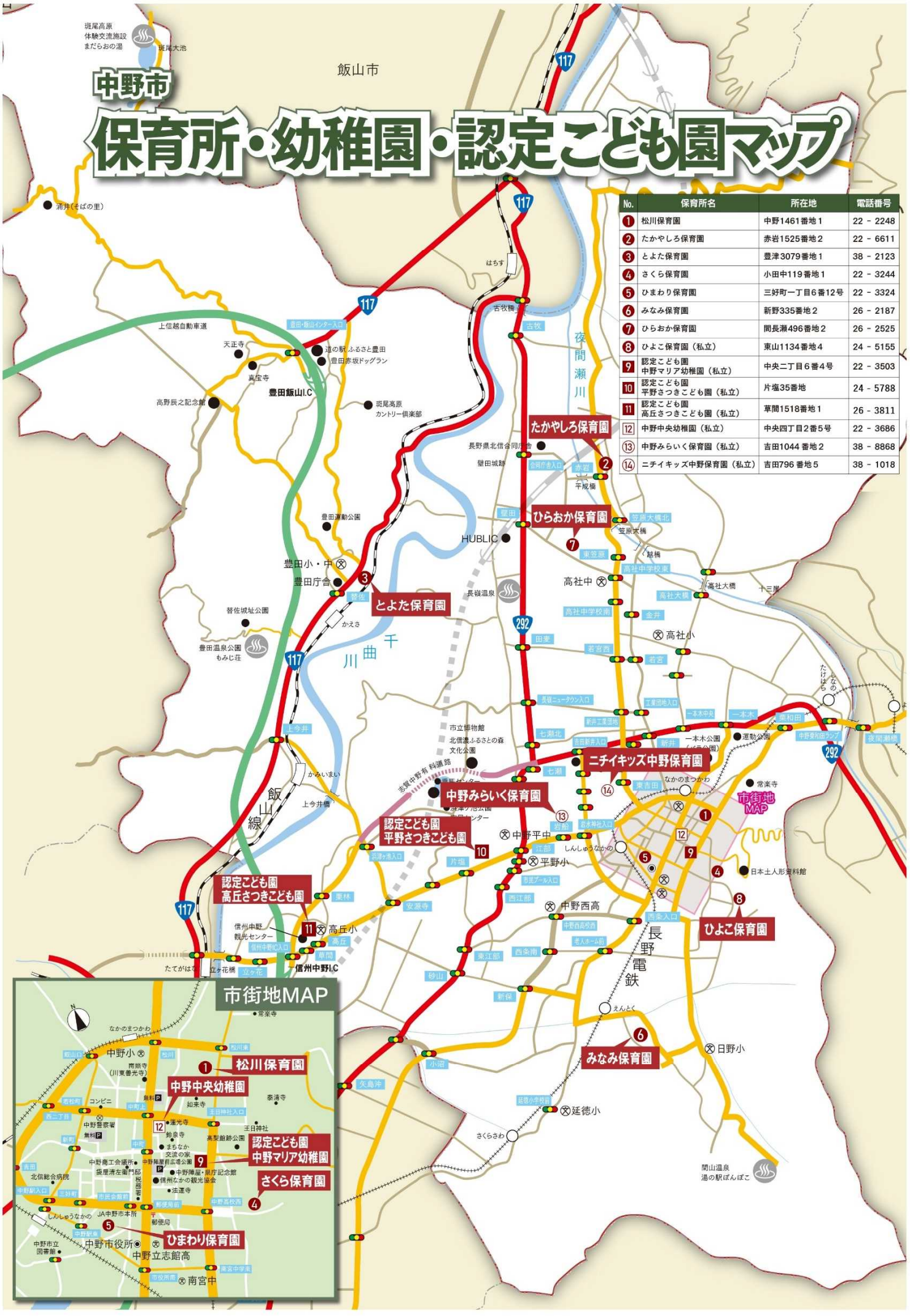
２　調整点数項目表

項目		内容	調整点
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	5
2	生活保護世帯	生活保護世帯	2
3	単身赴任・海外勤務	父母の一人が単身赴任または海外勤務で不在	2
4	子どもが障がいを有する場合	利用希望児童が障がいにかかる手帳の交付を受けている場合	2
5	兄弟姉妹の利用	既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	2
6	地域型保育事業の卒園児 （4月の入園時のみ適用）	地域型保育事業の卒園児が、引き続き市内の保育所の利用を申込む場合	2
7	転園	保育所、幼稚園、認定こども園および認可外保育施設からの入所の場合	2
8	育休復帰	育児休業終了により勤務に復帰する場合	2
9	保育料等の滞納	在園児または卒園児の保育料等を3か月以上滞納している場合	−3
		保育料等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られない等の場合	滞納月×−1
10	就労状況に関する整合性の不足等	・就労状況（日数、時間等）に対して就労（収入）実績に整合性がない場合 ・自営業等の就労状況（予定）申告書に関して、本人が就労していることが分かる資料が提出できない場合	−3
11	保育士	中野市内の保育施設で保育士、保育教諭として勤務している、または勤務予定の場合	3

３　同点の場合の優先項目

1	兄弟姉妹がすでに入所している世帯
2	基本点数項目表の点数の合計が高い世帯
3	調整点数項目表の「ひとり親世帯」「生活保護世帯」への加算が適用されている世帯
4	基本点数項目表の類型間の優先順位（①～⑦の順） ①災害復旧　②疾病・障がい　③就労　④介護・看護　⑤妊娠・出産　⑥就学　⑦求職活動
5	養育している子どもが多い世帯
6	利用調整基準日時点で、中野市に住民票のある世帯
7	父母の市民税所得割額の合計額が低い世帯

中野市 保育所・幼稚園・認定こども園マップ



No.	保育所名	所在地	電話番号
1	松川保育園	中野1461番地1	22 - 2248
2	たかやしろ保育園	赤岩1525番地2	22 - 6611
3	とよた保育園	豊津3079番地1	38 - 2123
4	さくら保育園	小田中119番地1	22 - 3244
5	ひまわり保育園	三好町一丁目6番12号	22 - 3324
6	みなみ保育園	新野335番地2	26 - 2187
7	ひらおか保育園	間長瀬496番地2	26 - 2525
8	ひよこ保育園（私立）	東山1134番地4	24 - 5155
9	認定こども園 中野マリア幼稚園（私立）	中央二丁目6番4号	22 - 3503
10	認定こども園 平野さつきこども園（私立）	片塩35番地	24 - 5788
11	認定こども園 高丘さつきこども園（私立）	草間1518番地1	26 - 3811
12	中野中央幼稚園（私立）	中央四丁目2番5号	22 - 3686
13	中野みらいく保育園（私立）	吉田1044 番地2	38 - 8868
14	ニチイキッズ中野保育園（私立）	吉田796 番地5	38 - 1018